

# 排水設備工事に係る取扱指針

内容現在 令和4年4月1日

## 加除（さしかえ）表

追録第19号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第2部	P 2 5から2 6まで	1	P 2 5から2 6まで	1	第2部見出しの次
	P 2 8から3 3まで	3	P 2 8から3 3まで	3	P 2 7の次
	P36 から 36-1 まで	1	P36 から 36-1 まで	1	P 3 5の次
	P 3 9から4 2まで	2	P 3 9から4 2まで	2	P 3 8の次
	P 4 7から4 8まで	1	P 4 7から4 8まで	1	P 4 6の次
第3部	P 6 0から6 9まで	5	P 6 0から6 9まで	5	第3部見出しの次
第4部	P79-20 から 79-29-2	6	P79-20 から P79-29-2	6	P 7 9－1 9の次
第5部	P79-35 から 79-41	4	P79-35 から 79-41	4	P 7 9－3 6の次
第6部	P 8 0から9 0まで	6	P 8 0から9 0まで	6	第6部見出しの次
	P93 から 101 まで	5	P93 から 101 まで	5	P 9 2の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。



## 第2部 排水設備工事の設計・施工

1. 調査	28
(1) 事前調査	28
(2) 現地調査	28
2. 設計図書	28
(1) 附近見取図	29
(2) 平面図	29
(3) 縦断図	30
(4) 配管立体図	31
(5) 詳細図	31
(6) 排水設備工事材料表	32
(7) 排水設備工事設計書	32
3. 排水管	32
(1) 屋外排水管	32
① 管径, 勾配の決定について	32
② 流速の範囲について	35
(2) 屋内排水管	35
① 使用目的による分類	35
② 管径, 勾配の決定について	36
③ 配管経路について	36-1
(3) 床下集合配管システム (排水ヘッダー)	36-1
(4) 通気管	37
① 通気管の種類	37
② 通気管の管径	38
③ 通気管の末端の取扱い	38
(5) 間接排水	39
① サービス用機器	39
② 医療, 研究用機器	39
③ 水泳用プール	39

4. 枺	4 0
(1) 枺の設置箇所	4 0
(2) 枺の材質	4 0
(3) 枺の大きさと深さ	4 0
(4) 枺の構造	4 0
(5) 雨水流出抑制	4 0
5. トラップ（防臭装置）	4 2
(1) トラップの要件	4 2
(2) トラップの種類	4 2
① Pトラップ	4 2
② Sトラップ	4 2
③ Uトラップ	4 2
④ ドラムトラップ	4 2
⑤ ワントラップ	4 2
⑥ トラップ付枺	4 2
(3) トラップの設置	4 3
6. 材料および器具	4 3
7. 施工	4 3
(1) 法令の遵守等	4 3
(2) 地下埋設物等の措置	4 4
8. 土工	4 4
(1) 掘削・基礎工	4 4
(2) 埋戻し復旧工	4 4
(3) 建設廃棄物	4 4
9. 管布設工	4 5
(1) やり方	4 5
(2) 硬質塩化ビニール管布設工	4 5
(3) 遠心力鉄筋コンクリート管布設工	4 6
(4) 排水管の土かぶり	4 7
(5) 防護工	4 8

# 第2部

## 1. 調査

### (1) 事前調査

- ① 現場調査に先がけて、事前に処理区域、排水区域、下水の排除方式、公共汚水枡の設置箇所、その他排水設備工事に係る必要事項を各関係課に確認をすること。
- ② 公共汚水枡がない場合や、除害施設等の場合は、担当と打合わせをし必要な手続きをとること。

### (2) 現地調査

- ① 現地調査は、建物の平面、公道、私道、隣地境界、公共下水道管および汚水枡、その他在来の排水設備等をスケッチし、施設の設置予定位置における距離、地盤高、公共下水道管および汚水枡等の深さを記入すること。
- ② 現地調査時に接続する公共汚水枡等につまりや破損等があった場合は、管路整備室と協議すること。
- ③ 家屋の増改築等の将来計画を考慮して後日布設替えの生じないように設置者と十分打合せをすること。
- ④ 他人の土地及び既存の排水設備を利用しようとする場合、または水洗便所の設置者がその建物の所有者でない場合は、あらかじめ利害関係人の同意を得るよう設置者に連絡し、後日紛争の起きないように留意すること。
- ⑤ 大量または悪質な下水を排除されるおそれがある時は、あらかじめ管路整備室、終末処理場および業務課に申し出、その指示を受けること。
- ⑥ 衛生器具の選定やトイレの改造等については、設置者と十分打合せをすること。
- ⑦ 道路占用および使用を必要とする場合は、設置者に道路占用および使用許可申請の事務手続の期間が必要であること、および舗装道路を破壊し工事をする場合で、復旧費が設置者の負担になる時は、あらかじめ了解を得ること。

## 2. 設計図書

設計図書の作成については、次の取扱いを標準とし、第3部の取扱いに従い作成すること。

なお、排水設備の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工、および工事費積算の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料であることから、統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものとする。

(1) 附近見取図

一街区程度の範囲に申請地の位置（町・丁目・番地・号など）道路および隣地家屋の屋号または氏名，方位，めぼしい目標等を記入し，申請地を赤線でハッチングして示すこと。

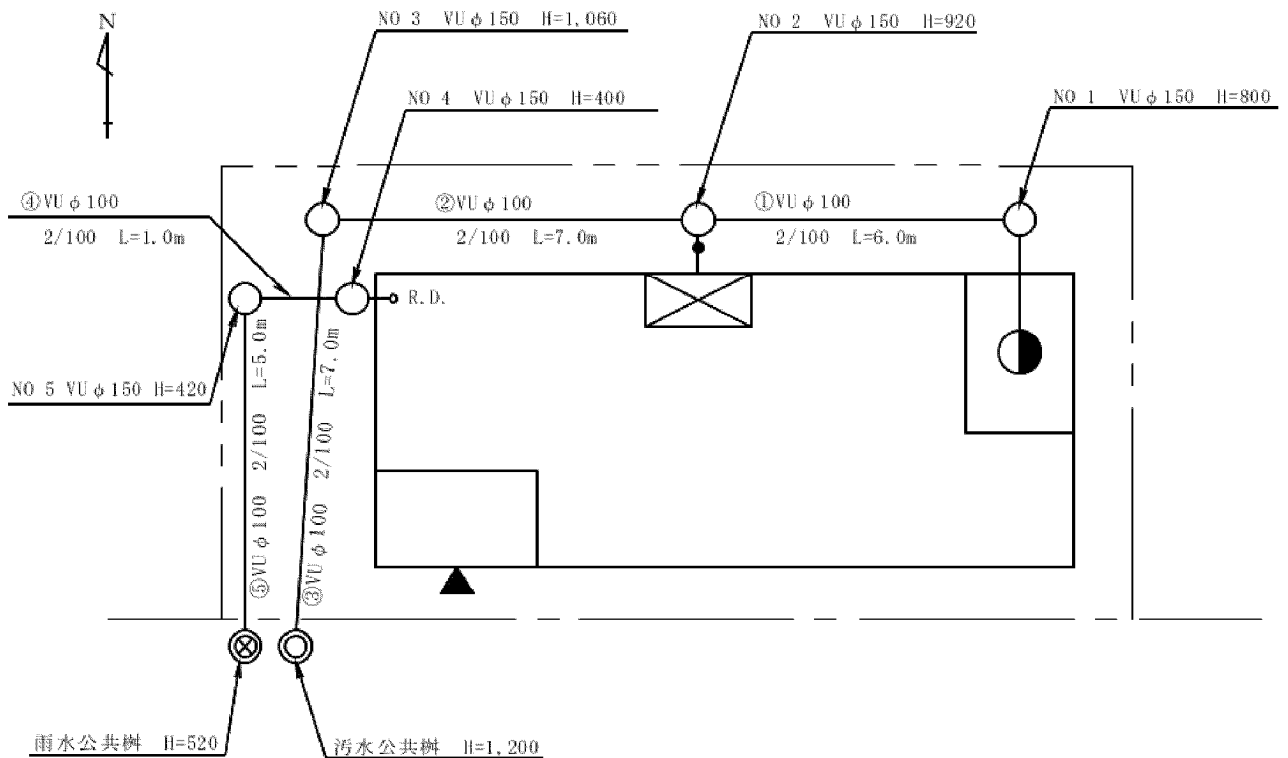
縮尺はおおむね1500分の1以上とすること。

(2) 平面図

縮尺は100分の1を標準とするが，これによりがたい時は300分の1までの範囲とし，表-1の凡例に従って図-1の要領で，次の事項を表示すること。



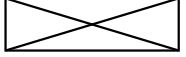

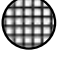


- ① 道路，建物（台所，浴室，洗たく場，便所，洗面所，玄関，その他必要な排水箇所，および既設の排水設備，給水栓の位置等）および公共汚水樹と本管の位置，管径，管種など
- ② 隣地との境界，へい，庭（配管経路に関係ある庭木，池，築山等）路地，附属建物（物置，車庫等）既設の排水設備など
- ③ 縮尺，方位，排水管の材質，管径，延長，勾配，枳の材質，形状，深さ，枳番号など
- ④ 衛生器具，トラップの種類と位置など

図-1 平面図



(注) 2階以上からの排水があるときは，各階の平面図を必要とする。

表－1 設計図凡例

名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号
新設排水管	————	洗 面 器		公私境界線	——— ———
既設排水管	-----	手 洗 器		隣地境界線	——— ———
私設汚水枡	○ □	流 し		建物外周	————
私設雨水枡	⊗ ⊠	浴 槽		建物間仕切	————
公共汚水枡	◎ ◻	トラップ	—●—	防 臭 蓋	
公共雨水枡	⊗ ⊠	トラパン	⊘	玄 関	
大 便 器		掃 除 口	———		
小 便 器	◁———	通 気 管	----->		

※ 排水管，通気管，および枡の材質表示は，それぞれの図示記号の上に，次のローマ字略字を記入すること。HP（遠心力鉄筋コンクリート管），VP（塩化ビニル管，一般管），VU（同薄肉管，小口径塩化ビニル製枡），SGP（亜鉛メッキ鋼管），RC（鉄筋コンクリート製枡）

(3) 縦断図

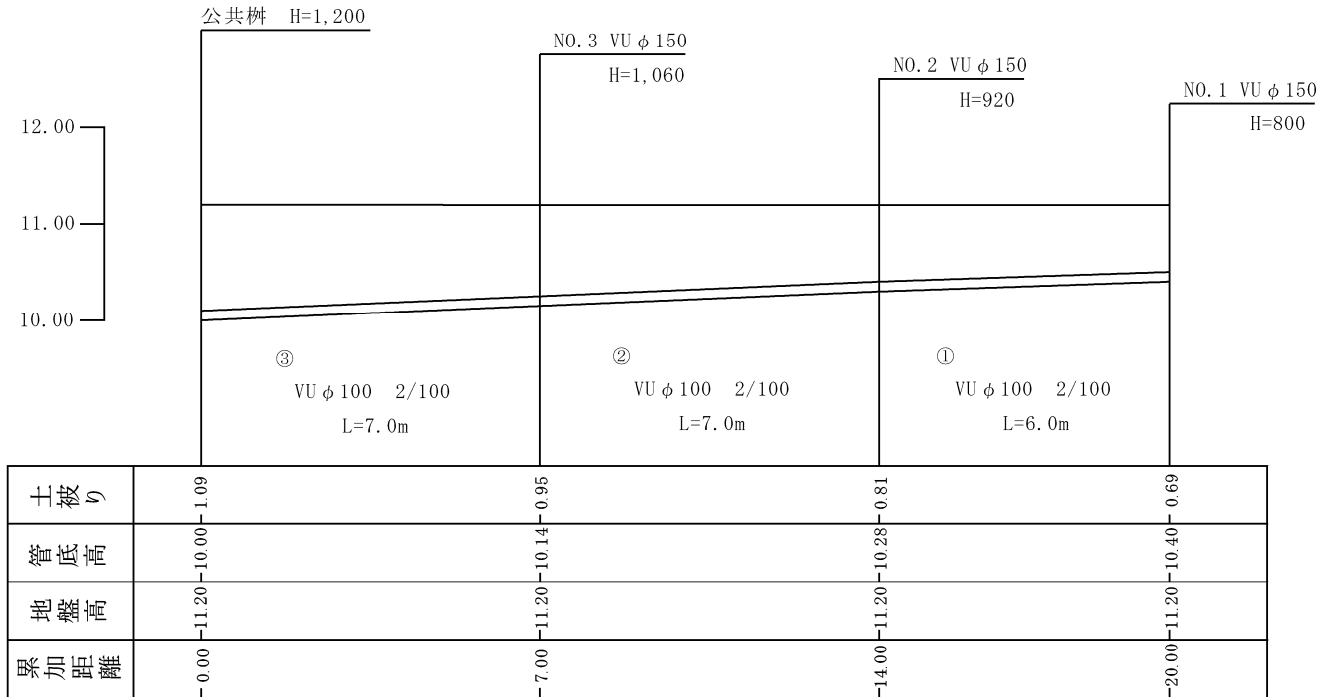
縮尺は，縦100分の1，横200～300分の1とし，図－2の要領で次の事項を表示すること。

- ① 公共枡を起点とした累加距離
- ② 公共枡の管底高を10.00mとして測定した地盤高
- ③ 各測点（枡位置）の排水管の管底高
- ④ 各測点（枡位置）の排水管の土かぶり
- ⑤ 各測点間ごとの排水管勾配（分数または%もしくは‰）
- ⑥ 排水管の材質，管径（φ，mm）
- ⑦ 枡の区間距離（m）および引出線上に番号，材質，形状（φ，□，mm），深さ（H，mm）

※ 注1 管厚は，考慮しない。

注2 地盤の平坦な土地に関しては，省略することができる。

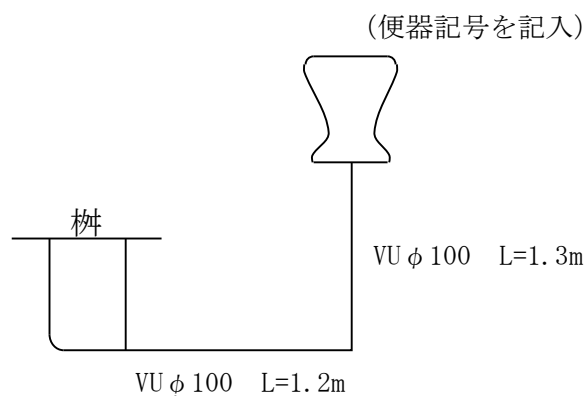
図－２ 縦断面図



(4) 配管立体図

水洗便所に限り、便器より第1 接続枿までの配管経路、管種、寸法およびその他の設備（器具名称）を表示すること。ただし、その他必要と認めるものは、この限りではない。

図－３ 立体図



(5) 詳細図

縮尺は10分の1、または20分の1とし、平面図、側面図および断面図に寸法等を明確に記入し、特殊なものについては仕様を添付すること。



(6) 排水設備工事材料表（自己資金工事）

材料表には次の事項を記入すること。

- ① 申請者名，施行業者名，責任技術者名
- ② 種別，数量，単位
- ③ 資材の規格，形状，寸法

(7) 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

設計書には次の事項を記入すること。

- ① 申請者名，施行業者名，責任技術者名，見積年月日，見積内訳書
- ② 種別，数量，単位，単価，金額および摘要欄に必要事項
- ③ 資材の規格，形状，寸法（できるだけ詳細に記入）

### 3. 排水管

(1) 屋外排水管

建物外壁面から外方へ1 m前後の地点（第1接続桝）より始まり，排水管，公共下水道への流入点までの配管部分をいう。

分流式の雨水管と污水管が並列する場合，原則として污水管を建物側とすること。また，分流式の雨水管と污水管は，上下に並行することを避け，交差する場合は污水管が下に雨水管は上になるようにすること。

① 管径，勾配の決定について

ア 污水等を支障なく排除するのに必要な管径は断面と勾配によって決定されるが，排水設備の場合，排水人口が少なく，排水面積が小さいことから，公共下水道計画に基づき作成した表－2を参考とし決定すること。

表－2 管径および勾配

污水管の管径および勾配（参考）

排水人口（人）	管径（mm）	勾配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上 100 分の 10 未満
150 以上 300 未満	125 "	100 分の 1.7 以上 100 分の 8 未満
300 以上 500 未満	150 "	100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満
500 以上 1000 未満	200 "	100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満

雨水管等の管径および勾配（参考）

排水面積（㎡）	管径（mm）	勾配
200 未満	100 以上	100 分の 2 以上 100 分の 10 未満
200 以上 400 未満	125 "	100 分の 1.7 以上 100 分の 8 未満
400 以上 600 未満	150 "	100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満
600 以上 1500 未満	200 "	100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満
1500 以上 2500 未満	250 "	100 分の 1 以上 100 分の 3.4 未満

※ ただし，一つの建築物から排除される下水の一部を，排除する排水管で管路延長が3 m以下のものの内径は75 mm（勾配3 / 100以上）とすることができる。

# マンニング式による流速・流量表

・ マンニング式

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

**Q** : 流 量 (m<sup>3</sup>/秒)  
**A** : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>)  
**V** : 流 速 (m/秒)  
**n** : 粗 度 係 数  
**R** : 径 深 (m) (AP)  
**I** : 勾 配 (分数または小数)

表-3 硬質塩化ビニル管 (満管流時)

		75		100		125		150		200		250		300		350	
		0.005411		0.008992		0.01348		0.01863		0.03205		0.04909		0.06975		0.09511	
		0.2608		0.3362		0.4115		0.4838		0.6346		0.7854		0.9362		1.0933	
		0.0208		0.0268		0.0328		0.0385		0.0505		0.0625		0.0745		0.0870	
I (%)	V (m/s)	Q (m <sup>3</sup> /s)		Q (m <sup>3</sup> /s)		Q (m <sup>3</sup> /s)		Q (m <sup>3</sup> /s)		Q (m <sup>3</sup> /s)		Q (m <sup>3</sup> /s)		Q (m <sup>3</sup> /s)		Q (m <sup>3</sup> /s)	
		V (m/s)	Q (m <sup>3</sup> /s)	V (m/s)	Q (m <sup>3</sup> /s)	V (m/s)	Q (m <sup>3</sup> /s)	V (m/s)	Q (m <sup>3</sup> /s)	V (m/s)	Q (m <sup>3</sup> /s)	V (m/s)	Q (m <sup>3</sup> /s)	V (m/s)	Q (m <sup>3</sup> /s)	V (m/s)	Q (m <sup>3</sup> /s)
1.0	0.239	0.001	0.283	0.003	0.324	0.004	0.361	0.007	0.432	0.014	0.498	0.024	0.560	0.039	0.621	0.059	0.659
1.1	0.251	0.001	0.297	0.003	0.340	0.005	0.378	0.007	0.453	0.015	0.522	0.026	0.587	0.041	0.651	0.062	0.662
1.2	0.262	0.001	0.310	0.003	0.355	0.005	0.395	0.007	0.473	0.015	0.546	0.027	0.613	0.043	0.680	0.065	0.665
1.3	0.273	0.001	0.323	0.003	0.369	0.005	0.411	0.008	0.493	0.016	0.568	0.028	0.638	0.045	0.708	0.067	0.667
1.4	0.283	0.002	0.335	0.003	0.383	0.005	0.427	0.008	0.511	0.016	0.589	0.029	0.662	0.046	0.735	0.070	0.670
1.5	0.293	0.002	0.347	0.003	0.397	0.005	0.442	0.008	0.529	0.017	0.610	0.030	0.686	0.048	0.760	0.072	0.672
1.6	0.303	0.002	0.358	0.003	0.410	0.006	0.456	0.008	0.546	0.018	0.630	0.031	0.708	0.049	0.785	0.075	0.675
1.7	0.312	0.002	0.369	0.003	0.422	0.006	0.470	0.009	0.563	0.018	0.649	0.032	0.730	0.051	0.810	0.077	0.677
1.8	0.321	0.002	0.380	0.003	0.435	0.006	0.484	0.009	0.580	0.019	0.668	0.033	0.751	0.052	0.833	0.079	0.679
1.9	0.330	0.002	0.390	0.004	0.447	0.006	0.497	0.009	0.596	0.019	0.668	0.034	0.772	0.054	0.856	0.081	0.681
2.0	0.338	0.002	0.401	0.004	0.458	0.006	0.510	0.010	0.611	0.020	0.704	0.035	0.792	0.055	0.878	0.084	0.684
2.2	0.355	0.002	0.420	0.004	0.481	0.006	0.535	0.011	0.641	0.021	0.739	0.036	0.830	0.058	0.921	0.088	0.688
2.4	0.371	0.002	0.439	0.004	0.502	0.007	0.559	0.011	0.669	0.021	0.772	0.038	0.867	0.060	0.962	0.091	0.692
2.6	0.386	0.002	0.457	0.004	0.522	0.007	0.581	0.012	0.697	0.022	0.803	0.039	0.903	0.063	1.001	0.095	0.695
2.8	0.400	0.002	0.474	0.004	0.542	0.007	0.603	0.012	0.723	0.023	0.833	0.041	0.937	0.065	1.039	0.099	0.699
3.0	0.414	0.002	0.491	0.004	0.561	0.008	0.625	0.012	0.748	0.024	0.863	0.042	0.970	0.068	1.075	0.102	0.702
3.2	0.428	0.002	0.507	0.005	0.580	0.008	0.645	0.013	0.773	0.025	0.891	0.044	1.002	0.070	1.111	0.106	0.706
3.4	0.441	0.002	0.522	0.005	0.597	0.008	0.665	0.013	0.797	0.026	0.918	0.045	1.032	0.072	1.145	0.109	0.710
3.6	0.454	0.002	0.537	0.005	0.615	0.008	0.684	0.013	0.820	0.026	0.945	0.046	1.062	0.074	1.178	0.112	0.714
3.8	0.466	0.003	0.552	0.005	0.632	0.009	0.703	0.013	0.842	0.027	0.971	0.048	1.091	0.076	1.210	0.115	0.718
4.0	0.478	0.003	0.566	0.005	0.648	0.009	0.721	0.013	0.864	0.028	0.996	0.049	1.120	0.078	1.242	0.118	0.722
4.2	0.490	0.003	0.580	0.005	0.664	0.009	0.739	0.014	0.885	0.028	1.021	0.050	1.147	0.080	1.272	0.121	0.726
4.4	0.502	0.003	0.594	0.005	0.680	0.009	0.756	0.014	0.906	0.029	1.045	0.051	1.174	0.082	1.302	0.124	0.730
4.6	0.513	0.003	0.607	0.005	0.695	0.009	0.773	0.014	0.927	0.030	1.068	0.052	1.201	0.084	1.332	0.127	0.734
4.8	0.524	0.003	0.620	0.006	0.710	0.010	0.790	0.015	0.947	0.030	1.091	0.054	1.227	0.086	1.360	0.129	0.738
5.0	0.535	0.003	0.633	0.006	0.725	0.010	0.806	0.015	0.966	0.031	1.114	0.055	1.252	0.087	1.388	0.132	0.742
5.2	0.545	0.003	0.646	0.006	0.739	0.010	0.822	0.015	0.985	0.032	1.136	0.056	1.277	0.089	1.416	0.135	0.746
5.4	0.556	0.003	0.658	0.006	0.753	0.010	0.838	0.016	1.004	0.032	1.157	0.057	1.301	0.091	1.443	0.137	0.750
5.6	0.566	0.003	0.670	0.006	0.767	0.010	0.853	0.016	1.022	0.033	1.179	0.058	1.325	0.092	1.469	0.140	0.754
5.8	0.576	0.003	0.682	0.006	0.780	0.011	0.868	0.016	1.040	0.033	1.199	0.059	1.348	0.094	1.495	0.142	0.758
6.0	0.586	0.003	0.694	0.006	0.794	0.011	0.883	0.016	1.058	0.034	1.220	0.060	1.371	0.096	1.521	0.145	0.762
6.5	0.610	0.003	0.722	0.006	0.826	0.011	0.919	0.017	1.101	0.035	1.270	0.062	1.427	0.100	1.583	0.151	0.770
7.0	0.633	0.003	0.749	0.007	0.857	0.012	0.954	0.018	1.143	0.037	1.318	0.065	1.481	0.103	1.643	0.156	0.778
7.5	0.655	0.004	0.776	0.007	0.887	0.012	0.987	0.018	1.183	0.038	1.364	0.067	1.533	0.107	1.700	0.162	0.786
8.0	0.676	0.004	0.801	0.007	0.916	0.012	1.020	0.019	1.222	0.039	1.409	0.069	1.584	0.110	1.756	0.167	0.794
8.5	0.697	0.004	0.826	0.007	0.945	0.013	1.051	0.020	1.260	0.040	1.452	0.071	1.632	0.114	1.810	0.172	0.802
9.0	0.718	0.004	0.850	0.008	0.972	0.013	1.082	0.020	1.296	0.042	1.494	0.073	1.680	0.117	1.863	0.177	0.810
9.5	0.737	0.004	0.873	0.008	0.999	0.013	1.111	0.021	1.332	0.043	1.535	0.075	1.726	0.120	1.914	0.182	0.818
10.0	0.756	0.004	0.896	0.008	1.025	0.014	1.140	0.021	1.366	0.044	1.575	0.077	1.771	0.123	1.963	0.187	0.826
10.5	0.775	0.004	0.918	0.008	1.050	0.014	1.168	0.022	1.400	0.045	1.614	0.079	1.814	0.127	2.012	0.191	0.834
11.0	0.793	0.004	0.939	0.008	1.075	0.014	1.196	0.022	1.433	0.046	1.652	0.081	1.857	0.130	2.059	0.196	0.842
12.0	0.829	0.004	0.981	0.009	1.122	0.015	1.249	0.023	1.497	0.048	1.725	0.085	1.940	0.135	2.151	0.205	0.850
13.0	0.862	0.005	1.021	0.009	1.168	0.016	1.300	0.024	1.558	0.050	1.796	0.088	2.019	0.141	2.239	0.213	0.858
14.0	0.895	0.005	1.060	0.010	1.212	0.016	1.349	0.025	1.617	0.052	1.863	0.091	2.095	0.146	2.323	0.221	0.866
15.0	0.926	0.005	1.097	0.010	1.255	0.017	1.396	0.026	1.673	0.054	1.929	0.095	2.168	0.151	2.405	0.229	0.874
16.0	0.957	0.005	1.133	0.010	1.296	0.017	1.442	0.027	1.728	0.055	1.992	0.098	2.240	0.156	2.484	0.236	0.882
17.0	0.986	0.005	1.168	0.010	1.336	0.018	1.487	0.028	1.781	0.057	2.053	0.101	2.308	0.161	2.560	0.243	0.890
18.0	1.015	0.005	1.202	0.011	1.375	0.019	1.530	0.028	1.833	0.059	2.113	0.104	2.375	0.166	2.634	0.251	0.898
19.0	1.043	0.006	1.234	0.011	1.412	0.019	1.572	0.029	1.883	0.060	2.171	0.107	2.441	0.170	2.706	0.257	0.906
20.0	1.070	0.006	1.266	0.011	1.449	0.020	1.612	0.030	1.932	0.062	2.227	0.109	2.504	0.175	2.777	0.264	0.914
22.0	1.122	0.006	1.328	0.012	1.520	0.020	1.691	0.032	2.062	0.065	2.336	0.115	2.626	0.183	2.912	0.277	0.922
24.0	1.172	0.006	1.387	0.012	1.587	0.021	1.766	0.033	2.117	0.068	2.440	0.120	2.743	0.191	3.042	0.289	0.930
26.0	1.220	0.007	1.444	0.013	1.652	0.022	1.838	0.034	2.203	0.071	2.539	0.125	2.855	0.199	3.166	0.301	0.938
28.0	1.266	0.007	1.499	0.013	1.715	0.023	1.908	0.036	2.286	0.073	2.635	0.129	2.963	0.207	3.285	0.312	0.946
30.0	1.310	0.007	1.551	0.014	1.775	0.024	1.975	0.037	2.366	0.076	2.728	0.134	3.067	0.214	3.401	0.323	0.954
32.0	1.353	0.007	1.602	0.014	1.833	0.025	2.040	0.038	2.444	0.078	2.817	0.138	3.167	0.221	3.512	0.334	0.962
34.0	1.395	0.008	1.651	0.015	1.889	0.025	2.102	0.039	2.519	0.081	2.904	0.143	3.265	0.228	3.620	0.344	0.970
36.0	1.435	0.008	1.699	0.015	1.944	0.026	2.163	0.040	2.592	0.083	2.988	0.147	3.359	0.234	3.725	0.354	0.978
38.0	1.474	0.008	1.746	0.016	1.997	0.027	2.223	0.041	2.663	0.085	3.070	0.151	3.451	0.241	3.827	0.364	0.986
40.0	1.513	0.008	1.791	0.016	2.049	0.028	2.280	0.042	2.732	0.088	3.150	0.155	3.5				

② 管径，勾配の決定について

屋内排水管の勾配は原則  $2/100$  以上とし，管径決定にあたっては，下記のことには注意しなければならない。

ア 排水管の最小管径は，30mm とすること。

イ 汚水管の最小管径は，75mm とすること。

ウ 地中または地階の床下に埋設される排水管の管径は，50mm 以上とすること。

エ 排水管は，立て管，横管，いずれの場合でも排水の流下方向の管径を縮小してはならない。

オ 排水横枝管の管径は，これに接続する器具の付属トラップの最大口径のもの以上でなければならない。

カ 排水立て管の管径は，これに接続する排水横枝管のうち，最大管径のもの以上でなければならない。また，立て管の上部を細く，下部を太くするような，いわゆる「たけのこ配管」にしないこと。

キ 器具トラップの口径は，表－5 のとおりとし，器具排水管の口径は器具トラップの口径以上とすること。

ク 排水横管の勾配は，表－6 を標準とすること。

表－5 器具トラップの口径

器 具	トラップの最小口径 (mm)	器 具	トラップの最小口径 (mm)
大 便 器	75	浴 槽 (洋 風)	40
小 便 器 (小 形)	40	ビ ー ン トラップ	30
小 便 器 (大 形)	50	調 理 流 し*	40
洗 面 器 (小・中・大形)	30	掃 除 流 し	65
手 洗 い 器	25	洗 濯 流 し	40
手 術 用 手 洗 い 器	30	連 合 流 し	40
洗 髪 器	30	汚 物 流 し	75～100
水 飲 み 器	30	実 験 流 し	40
浴 槽 (和 風)	30	デ ィ ス ポ ー ザ	30

注 \*住宅用のもの

表－6 排水横管の管径と勾配

管 径 (mm)	勾 配
65以下	最小 1/50
75, 100	最小 1/100
125	最小 1/150
150以上	最小 1/200

注 屋内排水設備適用

③ 配管経路について

排水機能に支障がなく，かつできるだけ最短距離で配管経路を定め，修繕や清掃等の保守管理が容易にできる構造にすること。

また，保守管理に必要な箇所に掃除口を設けること。

(3) 床下集合配管システム（排水ヘッダー）

1本の排水管で屋外排水設備に接続する床下集合配管システム（排水ヘッダー）の使用にあたっては，次の事項に注意するとともに使用する床下集合配管システムを十分理解したうえ，維持管理上の問題が生じないようにする必要がある。特に，申請者等にこのシステムの仕様等を十分説明し，理解を得るようにすること。

① 床下集合配管システムは，適切な口径・勾配を有し，建築物の構造に合わせた適切な支持，固定をすること。

② 床下集合配管システムは汚水の逆流や停滞が生じない構造であること。

③ 床下集合配管システムは，保守点検，補修，清掃が容易にできるよう，建築物に十分なスペースを有する点検口を確保すること。

④ 床下点検口を適切な位置に設置し，排水ヘッダーまで到達できるようにすること。

⑤ 維持管理は，汚水枡，衛生器具または排水ヘッダーのいずれかから維持管理器具を挿入できるなど，確実にできること。

⑥ 通気が必要な場合は確実に通気管を設けること。

⑦ 住宅建築・販売会社と製品メーカーの使用条件や設置注意事項などに従って設置すること。

5) 間接排水 (図-7, 表-7 参照)

冷蔵庫などの器具が、知らない間に非衛生的な状態となって、衛生上危険なことがないようにするため、一般の排水系統へ直接排水することなく、一度大気中で縁を切り、それから一般排水系統へ接続している器具または水受け容器の中へ排水することをいい、間接排水を必要とする器具は下記のとおりである。

① サービス用機器

ア 冷蔵関係：冷蔵庫，冷凍庫，ショーケースなど食品冷蔵冷凍機器

イ 厨房関係：皮むき機，洗米機，蒸し機，スチームテーブル，ソーダファンテン，製氷機，食器洗浄機，消毒器，カウンター流し，食品洗用流し，すすぎ用流し等の厨房用機器

ウ 洗濯関係：洗濯機，脱水機等の洗濯用機器

エ 水飲み器：水飲み器，飲料用冷水器，給茶器

② 医療，研究用機器

蒸留水装置，滅菌水装置，滅菌器，消毒器，洗浄装置等の医療・研究用機器

③ 水泳用プール

プール自体の排水，周縁に設けられたオーバーフローからの逆洗水

図-7 間接排水

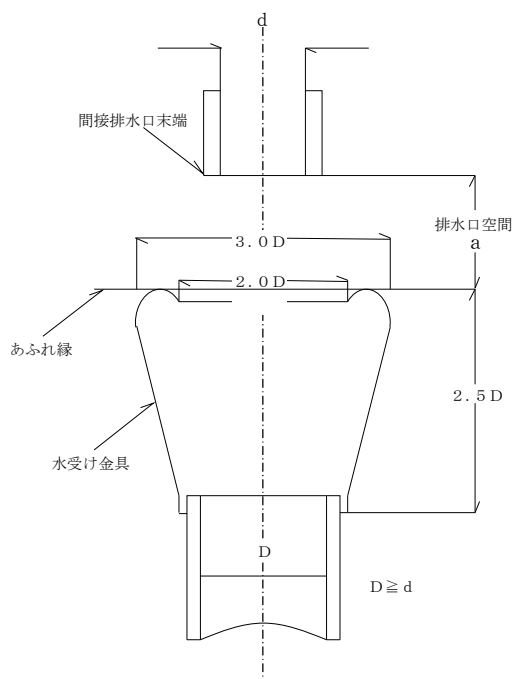


表-7 排水口空間

間接排水管の管径 (mm)	排水口空間 (mm)
25以下	最小 50
30~50	最小 100
65以上	最小 150

各種の飲料用貯水タンクなどの間接排水管の排水口空間は，上表にかかわらず最小150mmとする。

## 4. 柵

### (1) 柵の設置個所

柵は、排水管等を取りまとめて下流管に導入流下させるとともに、排水管の維持管理が容易にできるように設けられ、汚水柵と雨水柵の2種類がある。

- ① 排水管の起点、終点、合流点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所
- ② 排水管の内径、勾配、管種が異なる箇所
- ③ 雨水管の始まる場所
- ④ 直線部においては、管の内径の120倍をこえない間隔で、次の表-8に示す範囲とする。

表-8 柵の管径別最大配置間隔

管 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	1.2	1.5	1.8	2.4

### (2) 柵の材質

柵は硬質塩化ビニル製（J S W A S K-7）、ポリプロピレン製（J S W A S K-8）、鉄筋コンクリート製等の不透水性で耐久性があるものとし、柵を構成する各部材接合部及び排水管との接合部は水密性があるものとする。

### (3) 柵の大きさと深さ

排水管の管径および取付管の数、埋設深さを考慮し維持管理に支障のない大きさとし、柵の深さは径の1.5～2.0倍が適当である。（表-9）ただし、小口径塩化ビニール製柵を使用する場合にはこの限りではない。

表-9 柵の内径と深さの関係

内 径 (mm)	深 さ (mm)
300	450以上～ 600未満
400	600以上～ 900未満
500	900以上～1,200未満

### (4) 柵の構造（図-8～図-10）

#### ① 蓋

鉄筋コンクリート製、鋳鉄製、塩化ビニル製またはFRPの密閉蓋とする。ただし雨水用の柵は有孔式とし、汚水用と雨水用を兼用する場合はトラパン（防臭装置）を設置する。（屋根からの雨水のみの場合は有孔式としなくてもよい。）

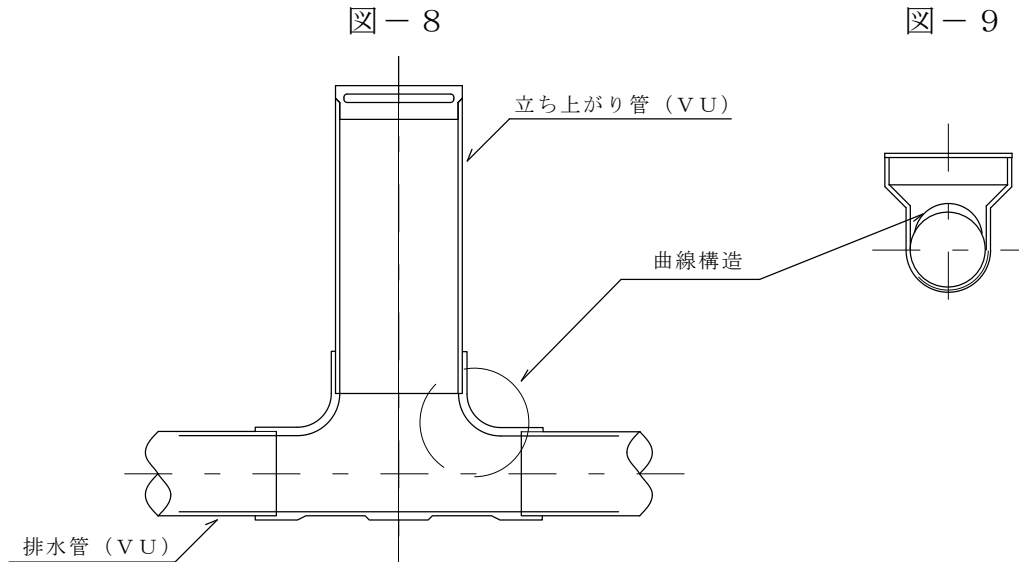
#### ② 側塊

側塊は遠心力コンクリート製および硬質塩化ビニール製の不透質で、堅固な構造とする。

③ 底部

ア 汚水枡（小口径枡）

- (ア) 本体の形状は円形とし、硬質塩化ビニール製（VU管）とすること。
- (イ) 本体底部インバートには、2/100の勾配が確保されていること。
- (ウ) 排水管と枡本体が、密着できるような構造であること。
- (エ) 管路部と、枡立ち上がり部の会合するコーナー部は、維持管理器具の使用が容易な曲線構造であること。



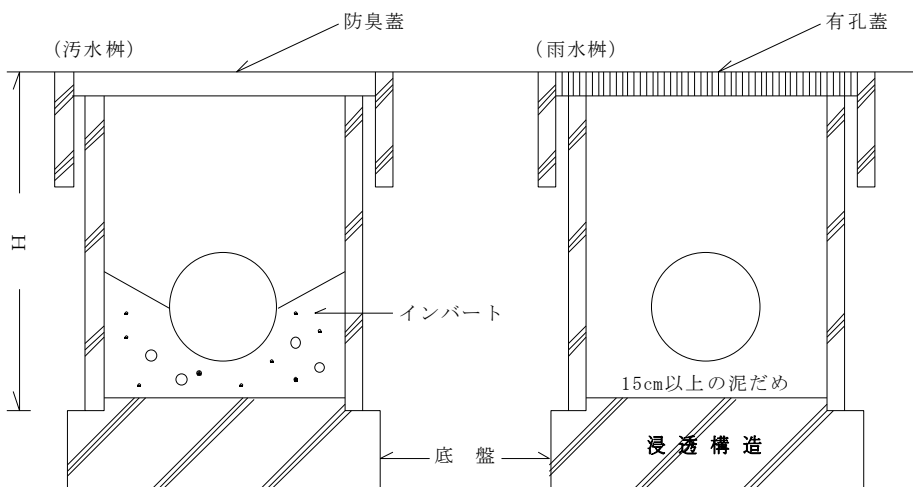
イ 汚水枡（鉄筋コンクリート製）

- (ア) 接続する排水管の内径に応じ、水の流れの損失をなくするために、インバートを設けること。
- (イ) インバート肩の表面は、溝の中心線に向かって傾斜をつけて平滑に塗り上げること。

ウ 雨水枡

雨水と一緒に流れ込む土砂を沈澱させる15cm以上の泥だめと、雨水を地下に浸透させる機能を有すること。

図-10 枡構造図



(5) 雨水流出抑制

公共下水道に排水面積が1,000㎡以上の雨水排水を接続する場合は、事前に業務が開発行為担当と雨水貯留浸透施設等の設置について打合せを行うこと。

5. トラップ（防臭装置）

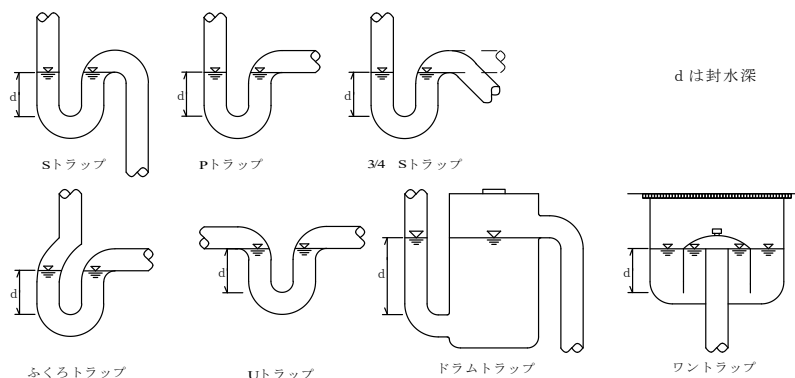
(1) トラップの要件

- ① 構造が簡単で排水管の材質と同程度のもので、器具に接続しやすいこと。
- ② 非吸水性、耐食性の材質で、流水内面が平滑であること。
- ③ トラップ自身の作用により、容易に内部が洗浄されること。
- ④ トラップの封水深は、50mm以上100mm以下とすること。
- ⑤ 検査掃除等が容易であること。

(2) トラップの種類（図-11）

- ① Pトラップ（1/2Sトラップ）  
Pトラップは、Sトラップとともに洗面器、大便器等に広く使用される型である。Pトラップは、通気管を設ければ封水が安定し理想的な型である。
- ② Sトラップ  
Sトラップは、きわめて自己サイホン現象を起こしやすい型であり、使用の際は注意が必要である。
- ③ Uトラップ（ランニング・トラップ）  
Uトラップは、排水管の流速を阻害し、汚物などの停留を招くおそれがあるので、設置場所に注意を要する。
- ④ ドラムトラップ（胴トラップ、Dトラップ）  
ドラムトラップは、流し類の排水用に用いられ、封水破壊のおそれの少ない特徴がある阻脂用として、ホテル、レストラン等の調理場等に用いられる。
- ⑤ ワントラップ（ベルトトラップ、床排水トラップ）  
ワントラップは、床排水、流し等によく使用される型であるが上部のワン金物の可動部を取れば、トラップの価値を失う構造である。  
特に床の洗浄が少ない床トラップでは、水の補給を怠って封水を破られることがあり、使用する場合は注意を要する。
- ⑥ トラップ付柵  
通気管が設置されていない場合は、すべて通気できる蓋を使用しなければならない。

図-11 トラップの例





(4) 排水管の土かぶり

排水管の土かぶりは、凍結深さを考慮し原則として30cm以上とすること。ただし、条件により防護その他の措置を行うこと。

凍結深さの算定の一例

$$Z = C \sqrt{F}$$

Z 凍結深さ (cm)

C 定数

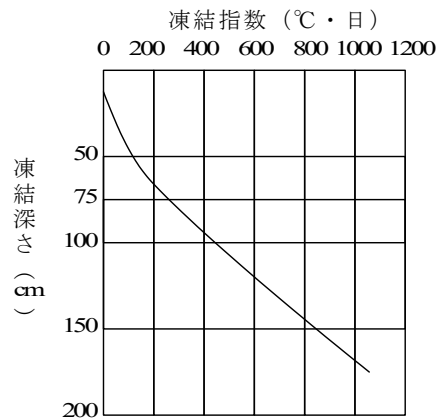
F 凍結指数

Cは土の熱的定数、含水比、乾燥密度、凍結前後の地表温度によって定まり、凍結指数にも影響される。

Fは気温と継続日数の積で表される値であり、この値は、過去10年間の最大凍結指数として道路土工指針（日本道路協会）などに掲げられているのでそれを参照すること。

砂利や砂等のように、凍上を起こしにくい均一な粒状材料からなる地盤の凍結深さと凍結指数との例を表-10に示す。また、凍結深さと土かぶりの例を表-11に示す。

表-10 凍結深さと凍結指数との関係の例



(道路土工指針)

注 曲線は凍上を起こしにくい粗粒材料の場合

表-11 凍結深さと最小土かぶり（北海道の例）

地区	凍結深さ (cm)	土かぶり (cm)
道央	60 ~ 80	30 ~ 80
道南	20 ~ 60	30 ~ 55
道北	50 ~ 90	40 ~ 70
道東	50 ~ 120	50 ~ 80

## (5) 防護工

- ① 家屋基礎コンクリートやその他の構造物に排水管を貫通する場合は、管壁と構造物との間には多少の間隔を設け（防水その他密閉する必要のある場合を除く）パテ詰め等で凍上等の際に、管が移動可能な状態としておくこと。
- ② 地下埋設物（電気・電話ケーブル・上下水道管・ガス管等）と並行または交差する場合は、その地下埋設物の管理者と協議のうえ、適切な防護措置を施すこと。
- ③ 屋外の露出配管は、原則的に行ってはならない。やむを得ず露出配管とする場合は、適切な保温を施すこと。
- ④ 屋内配管で管を支持または固定する場合は、つり金物または防振ゴムを用いるなど、地震その他の振動や衝撃を緩和するための措置を講ずること。

## 10. 柵設置工

### (1) 基礎工

柵は、沈下のないよう土質に応じて、砂、砂利等で基礎を固めること。

### (2) 穴あけ工

鉄筋コンクリート製柵を穿孔する場合は、タガネ、小ハンマーをもって小叩きし、大きな衝撃を与えないこと。

### (3) 設置工

- ① 鉄筋コンクリート製柵は、傾きのないよう天端を地表面に合わせて据付け、躯体を底版に据付けるとき、また、重ね柵を行う場合は、その接触面にモルタル1 cm以上敷均し密着させること。
- ② 硬質塩化ビニル製柵は、インバート部分にあらかじめ勾配がついているので、柵天端を水平器で水平となるよう確認し、柵の立ち上がり部および管口部は、塩ビ管を規定の挿入長さまで塩ビ用接着剤を塗布し、素早く挿入接合すること。

### (4) 管口仕上

鉄筋コンクリート製柵に集まる管口は、柵の内壁面で切りそろえてモルタルで充填し、外側の取付部分は5 cm程度の厚さで巻きこむこと。

### 第3部 排水設備工事手続等の取扱い

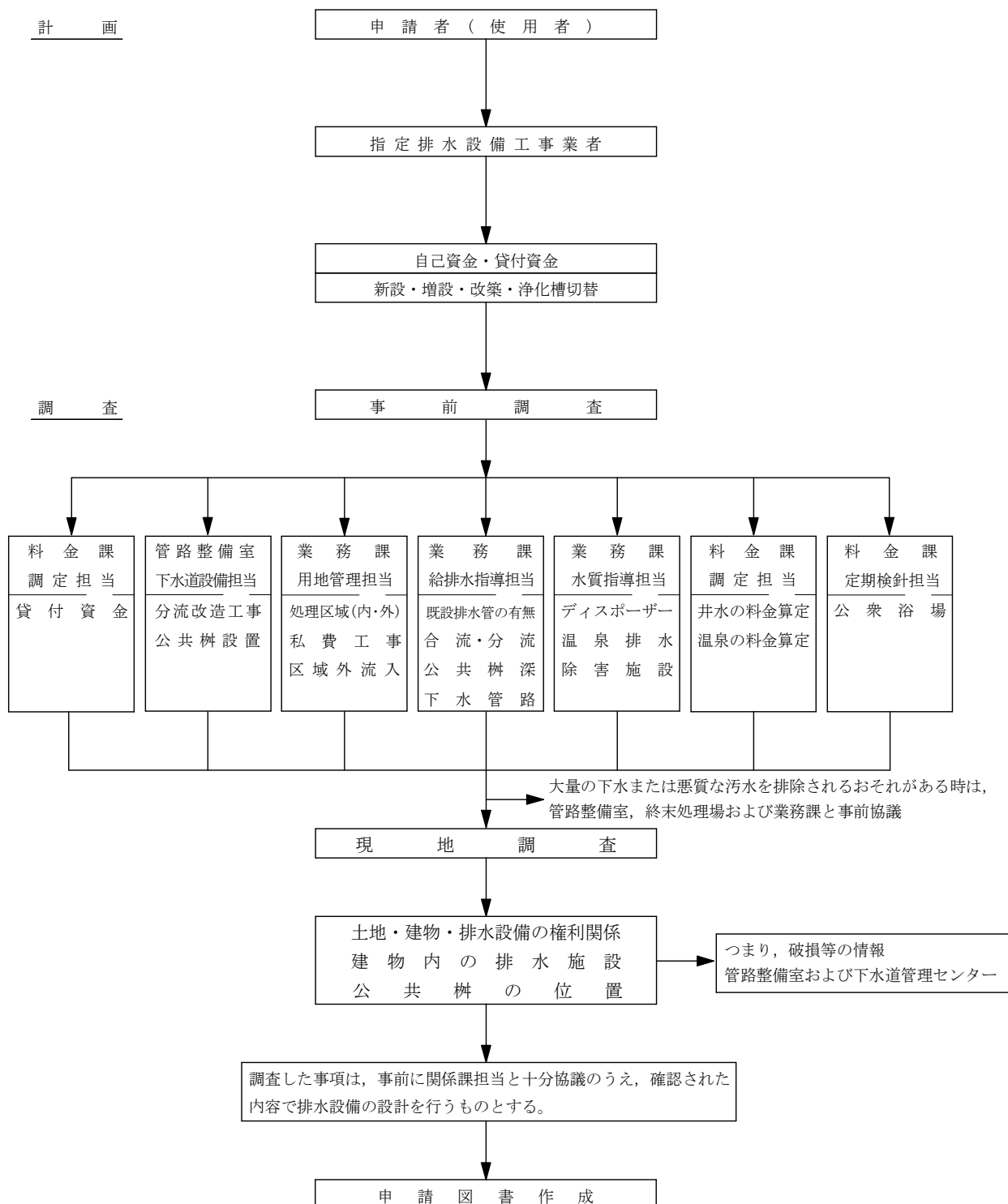
1. 手続業務のフロー	6 2
(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー	6 2
(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー	6 3
2. 排水設備工事の申請手続	6 4
(1) 排水設備工事の申請	6 4
(2) 申請に必要な図書	6 4
① 自己資金工事の場合	6 4
② 貸付資金工事の場合	6 4
(3) 申請書類の作成	6 4
① 排水設備計画確認申請書	6 4
② 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 4
③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 5
④ 工事図面（平面図および立体図）	6 5
⑤ 貸付申請書	6 5
⑥ 床下集合配管システムの申請手続	6 5
⑦ 貸ビル等の排水設備の申請	6 5
(4) 排水設備計画確認通知書による通知	6 6
(5) 工事の取り止めについて	6 6
3. 排水設備工事の完成書類の手続	6 6
(1) 完成書類の提出	6 6
(2) 完成届提出に必要な図書	6 6
① 自己資金工事の場合	6 6
② 貸付資金工事の場合	6 6
(3) 完成書類の作成	6 6
① 排水設備工事完成届書	6 6

② 公共下水道使用開始届書	6 7
③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 7
④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 7
⑤ 工事図面（平面図および立体図）	6 7
⑥ 排水設備工事検査表	6 7
⑦ 床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表	6 7
⑧ 水洗便所改造工事写真	6 7
⑨ 貸付金の代理受領に関する委任状兼貸付金振込口座依頼書	6 8
⑩ 借用書	6 8
⑪ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）	6 8
4. 完成検査	6 8
(1) 現場完成検査	6 8
(2) 現場完成検査の主な項目	6 8
5. 分流改造工事の取扱い	7 0
6. 公設柵設置の取扱い	7 2
7. 温泉排水設備工事の取扱い	7 3
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱い	7 4
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い	7 5
1 0. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱い	7 8
1 1. 融雪下水の取扱い	7 8 - 1
1 2. 靴洗い場排水の取扱い	7 9
1 3. 排水設備工事しゅん工図書等の閲覧の取扱い	7 9 - 1

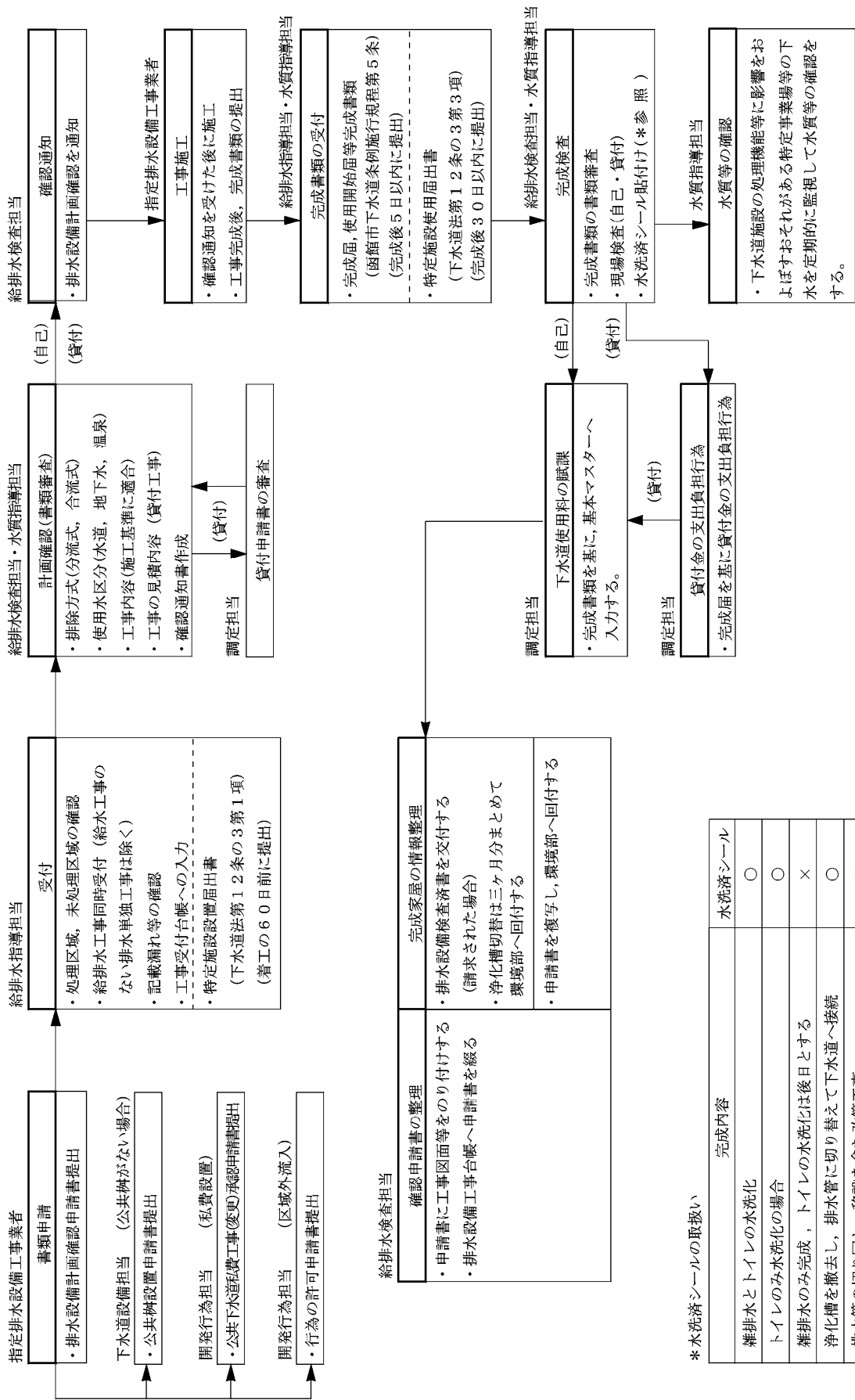
# 第3部

## 1. 手続業務のフロー

### (1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



\* 水洗済シールの取扱い

完成内容	水洗済シール
雑排水とトイレの水洗化	○
トイレのみ水洗化の場合	○
雑排水のみ完成、トイレの水洗化は後日とする	×
浄化槽を撤去し、排水管に切り替えて下水道へ接続	○
排水管の切り回し、移設を含む改築工事	×

※ 特定施設の審査、検査等については、水質指導担当で行う。

## 2. 排水設備工事の申請手続

### (1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出すること。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。
- ④ 工事に伴い、公共枿の新設等を希望する場合は、事前協議後に提出すること。

### (2) 申請に必要な図書

- ① 自己資金工事の場合
  - ア 排水設備計画確認申請書 (別紙 1)
  - イ 排水設備工事材料表 (別紙 2)
  - ウ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
- ② 貸付資金工事の場合
  - ア 排水設備計画確認申請書 (別紙 1)
  - イ 排水設備工事設計書 (別紙 3)
  - ウ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
  - エ 貸付申請書 (別紙 6)
  - オ 市・道民税納税証明書 (申請者・保証人) (前年度の証明)
  - カ 固定資産税納税証明書 (申請者) (前年度の証明)
  - キ 所得証明書 (申請者・保証人) (今年度の証明) ※前年中の内容のもの
  - ク 建物の所有を確認できる書面 (固定資産税納税通知書, 登記事項証明書, 権利書, 賃貸借契約書の写し等)
- ③ その他必要と認める書類

### (3) 申請書類の作成

- ① 排水設備計画確認申請書
  - ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にすること。
  - イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
  - ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事 (台所等) の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
  - エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。  
なお、利害関係人が多数いる場合は、別添で添付することができる。
- ② 排水設備工事材料表 (自己資金工事)
  - ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
  - イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付して提出することができる。

ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面から算出される数値と一致すること。

エ 材料表には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

オ 使用する便器その他の材料は、J I Sまたは工業会等の規格品を使用すること。

③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にする。

イ 便槽処理が計上されていること。

ウ 丸型汚水枡および枡設置工は、単価別になっていること。

エ トイレ内の改修工事でガラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。

オ クッションフロアー、ガラスウール、クロスの面積は整合性があること。

カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。

キ 設計書には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

④ 工事図面（平面図および立体図）

ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にする。

イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。

ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。

エ 雨水排水がある場合は、「R. D.」、「雨どい」、「泥溜枡」等を表示すること。

オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレン、温泉排水等）

カ ルーフドレン等の雨水排水を公共下水道等に接続する場合は、宅地内の設置可能な場所に泥溜枡と浸透枡を設置すること。

キ 枡間の勾配を記入すること。

⑤ 貸付申請書

ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にする。

イ 市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。

ウ 建物が貸家、アパート、共有名義の場合は、建物の所有を確認できる書面を添付すること。

⑥ 床下集合配管システムの申請手続

床下集合配管システムは、建物の構造によっては技術上の基準に適合しないこともあるため、事前に協議を行うものとし、申請手続を行うときは「排水ヘッダー設置図」および「床下集合配管システムに係る確認書」（別紙4-1）を添付して確認をうけること。

⑦ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は、テナントごとに申請し、除害施設の必要なものもあるので、事前に協議すること。



- (4) 排水設備計画確認通知書による通知  
自己資金工事の場合、決裁終了後、別紙5の通知書により申請者へ通知する。  
貸付資金工事の場合、決裁終了後、料金課調定担当での貸付審査が終了したのち別紙5の通知書により申請者へ通知する。
- (5) 工事中止の申請  
排水設備工事の申請後に工事中止となった場合は、速やかに「取り止め届」(別紙14)を給排水検査担当に提出すること。

### 3. 排水設備工事の完成書類の手続

#### (1) 完成書類の提出

- ① 排水設備工事完成届書等は、工事完成後5日以内に提出しなければならない。
- ② 給水装置工事が伴う場合、排水設備工事完成届書等と給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。
- ③ 完成書類の提出時には「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入し、立会検査の受付を行うこと。

#### (2) 完成届提出に必要な図書

- ① 自己資金工事の場合
 

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事材料表	(別紙 2)
エ 工事図面(平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
- ② 貸付資金工事の場合
 

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事設計書	(別紙 3)
エ 工事図面(平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
キ 貸付金の代理受領に関する委任状兼 貸付金振込口座依頼書	(別紙11)
ク 借用書	(別紙12)
ケ 印鑑登録証明書	(申請者, 保証人)
- ③ その他必要と認める書類

#### (3) 完成書類の作成

- ① 排水設備工事完成届書
 

ア 完成届書の作成にあたっては、別紙7を参考にすること。
イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

- ② 公共下水道使用開始届書
- ア 使用開始届書の作成にあたっては、別紙 8 を参考にすること。  
届書の日付は、書類の提出日を記入すること。
  - イ 使用開始年月日については、排水設備を公共柵に接続し、公共下水道を使用した日とする。  
ただし、新築家屋や店舗等は、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。
- ③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）
- ア 材料表の作成にあたっては、別紙 2 を参考にすること。
  - イ 材料の数量は、実際に使用した数量を記入すること。
  - ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）
- ア 設計書の作成にあたっては、別紙 3 を参考にすること。
  - イ 工事完成后、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差替えをすること。
  - ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ⑤ 工事図面（平面図および立体図）
- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙 4 を参考にすること。
  - イ 工事に変更になった箇所は、書き直し差替えすること。
  - ウ ルーフドレンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。
  - エ 2 階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
  - オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。
  - カ 柵径、柵深および柵間勾配を記入すること。
  - キ 既設管を使用する場合は、既設管の柵深、柵間距離、勾配を記入すること。
  - ク 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ⑥ 排水設備工事検査表
- ア 検査表の作成にあたっては、別紙 9 を参考にすること。
  - イ 検査は、完成書類の提出日までに工事施行業者が行うこと。
  - ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等（R. D. 等）の排水先を確認すること。
- ⑦ 床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表
- ア チェック表の作成にあたっては、別紙 9-2 を参考にすること。
  - イ 集合配管システムを使用する場合は、完成届書に添付すること。
- ⑧ 水洗便所改造工事写真
- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙 10-1, 10-2 の用紙に貼付けて提出すること。
  - イ トイレ内部の写真については、改造前と改造後の写真、給水接続状況の写真を撮影し提出すること。  
貸付資金工事の床下グラスウールの写真は、給水接続状況写真と兼ねることができる。

- ⑨ 貸付金の代理受領に関する委任状兼貸付金振込口座依頼書
  - ア 委任状兼依頼書の作成にあたっては、別紙11を参考にする事。
  - イ 貸付資金工事の場合は、完成届書に添付する事。
- ⑩ 借用書
  - ア 借用書の作成にあたっては、別紙12を参考にする事。
  - イ 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付する事。
- ⑪ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）
  - ア 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付する事。
  - イ 申請人と保証人の印鑑証明書は、完成届書提出日の以前3ヶ月に発行されたものである事。

#### 4. 完成検査

##### (1) 現場完成検査

- ① 排水設備工事の完成検査は、自己、貸付資金工事の区分にかかわらず、完成書類の審査後、「給排水立会検査予定台帳」に記載された日程により、完成図書に基づき現場検査を行う。
- ② 現場検査においては、責任技術者の立会いを原則とする。また、建物所有者等の立会いが必要な場合は、立会いを求めることがある。
- ③ 指定業者および建物所有者等の負担軽減と検査業務の効率化のため、給水装置工事と排水設備工事の同時検査を原則とする。
- ④ 軽微な変更等により現場検査を不要と認める場合は、写真、図面等による検査とする。
- ⑤ 現場完成検査が完了した家屋には、別紙13の「排水設備検査済書」の交付に代え、水洗化シールを貼付けるが、申請者から要求があった場合は検査済書を交付する。
- ⑥ 指定業者は、検査の結果、改善を必要とする箇所があるときは、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再検査を受けなければならない。  
なお、改善工事に係る費用は施工した指定業者の負担とする。

##### (2) 現場完成検査の主な項目

- ① 公共汚水柵の接続は、管底接続になっていること。
- ② 起点柵の管の土かぶりが30cm以上あること。
- ③ 柵間距離が管径の120倍以内（φ100なら12m）であること。
- ④ 掘削箇所の埋戻し状況を確認する。
- ⑤ 台所、洗面所、湯殿、水洗便所等より排水し、柵の蓋をあけ流出状況を確認する。
- ⑥ 居住者が不在の場合は、柵の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水柵に接続されていることを確認する。

- ⑦ 大便器等を操作し設置状況や規格の確認を行う。なお、貸付資金工事の場合は、クロスやクッションフロアーなどの改修工事も確認する。
- ⑧ トラップ柵が設置されている場合、通気口を設けるなど二重トラップにしないこと。
- ⑨ ルーフドレンの排水については、柵の蓋を閉じた響き音等を利用して公共汚水柵に接続されていないことを確認する。
- ⑩ 完成検査後、指定業者の名前が記入されている「水洗便所の正しい使い方」のパンフレットを使用者に渡し、水洗済シールを申請者の承諾を得て貼付けること。
- ⑪ 水洗済シールは、1棟1枚を原則とし、アパートやマンションのような集合住宅は、建物の入口の目立つ場所に1枚貼付けること。ただし、建物所有者が異なる場合は、別々にシールを貼付けること。

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

住所

氏名

年 月 日付けで通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者  
企業局長 印

函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（第14条・第23条）の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

（指定・登録）の取消し

（指定の効力・業務）の停止

〔ただし、 年 月 日から  
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者  
企業局長 印

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為があったので，函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

## 函館市企業局指定排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

函館市企業局指定排水設備工事業者の指定を受けたいので申請します。  
また、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程第8条各号に掲げる  
欠格事由に該当しないことを誓約します。

申 請 者	住 所 (所在地)	電 話 ( )
	氏 名 (名称および 代表者氏名)	

## 添付書類

- 1 個人の場合にあつては、住民票の写し
- 2 法人の場合にあつては、登記事項証明書および定款の写し
- 3 専属する責任技術者の名簿および雇用関係を証する書類
- 4 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
- 5 その他管理者が必要と認める書類



函館市企業局指定排水設備工事業者指定書

年 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長

印

指 定 番 号	年 度 第 号
住 所 (所 在 地)	
氏 名 ( 名称および 代表者の氏名 )	
指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで

## 排水設備工事責任技術者登録(更新)申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

申請者 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日

排水設備工事責任技術者の登録(更新)を受けたいので申請します。

また、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程第18条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約します。

登録番号 第 号(更新の場合のみ)

勤務先 所在地  
名 称  
電 話 ( )

業務を行う市町村

添付書類

- 1 写真(縦3.5センチメートル, 横2.5センチメートルの大きさのもの)
- 2 その他( )

(表)

<p><b>函館市企業局</b></p> <p>排水設備工事責任技術者証</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 写 真             </div> <div style="text-align: right;">                 登録番号 第          号                  年 月 日から                  有効期限 年 月 日まで             </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">                 住 所                  氏 名             </div> <div style="text-align: right;">                 年 月 日生                  年 月 日交付             </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">                 函館市公営企業管理者                  企業局長             </div> <div style="text-align: right;">                 印             </div> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">所属指定業者名</th> <th style="width: 33%;">異動年月日</th> <th style="width: 33%;">確 認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	所属指定業者名	異動年月日	確 認		. .			. .			. .			. .			. .	
所属指定業者名	異動年月日	確 認																	
	. .																		
	. .																		
	. .																		
	. .																		
	. .																		

←—————13センチメートル—————→

↑  
9.5  
センチメートル  
↓

(裏)

<p><b>注 意 事 項</b></p>	
<p>1 業務に従事する場合、必ず本証を携帯すること。</p> <p>2 本証は、他人に貸与しないこと。</p> <p>3 函館市企業局職員または工事の委託者の要求があったときは、本証を提示すること。</p> <p>4 本証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>5 登録の取消しがあったときは、本証を速やかに返還すること。</p> <p>6 登録の更新をしようとするときは、有効期間満了の日の30日前までに申請すること。</p>

函館市企業局指定排水設備工事業者

異 動 届  
廃 止

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

届出人 住 所  
氏 名

下記のとおり 異 動 したいので届け出ます。  
廃 止

届出事項

---

(旧)

(新)

## 函館市排水設備工事責任技術者内容変更届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

登録番号 No.

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

次のように変更いたしました。

変更した事項	変 更 後	変 更 前
住 所		
氏 名		
勤務先	住 所	
	名 称	
	電話番号	

※変更した事項のみ記入すること。

指定排水設備工事業者欠格要件該当届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

指定番号 第 号

住 所(所在地)

氏名または名称

(代表者名)

函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程第12条第8号の規定に基づき、下記のとおり、欠格要件に該当するに至ったので、届出をします。

<p>該当するに至った欠格要件</p>	
<p>当該欠格要件に該当するに至った具体的事由</p>	
<p>当該欠格要件に該当するに至った年月日</p>	<p>年 月 日</p>

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 専 属 責 任 技 術 者 名 簿

名 称

代表者名

年 月 日現在

ふりがな 専属者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

〔添付書類〕

1 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ

- ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険保険証は除く）の写し
- ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書および保険料領収書の写し





行為の中止，変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

**第11条** 管理者は，許可をしようとするときは，関係機関と密接な調整を行わなければならない。

附 則

この要綱は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条，第5条関係）

項 目	基 準 値		検 定 方 法
	函館湾処理区域	南処理区域	
1 水素イオン濃度（pH）	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号に規定する方法
2 生物化学的酸素要求量（BOD）	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3 浮遊物質（SS）	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4 大腸菌群数	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下	省令第6条に規定する方法
5 カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.03以下	省令第8条第9号に規定する方法
6 シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7 有機リン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8 鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9 六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	省令第8条第13号に規定する方法
10 砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14 トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第18号に規定する方法
15 テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16 ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17 四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18 1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19 1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	省令第8条第23号に規定する方法
20 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21 1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22 1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23 1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24 チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25 シマジン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26 チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27 ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28 セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29 ほう素及びその化合物	230（海域以外10）以下	230（海域以外10）以下	省令第8条第33号に規定する方法
30 ふっ素及びその化合物	15（海域以外8）以下	15（海域以外8）以下	省令第8条第34号に規定する方法
31 1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32 フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第36号に規定する方法
33 銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第37号に規定する方法
34 亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第38号に規定する方法
35 鉄及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36 マンガン及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	省令第8条第40号に規定する方法
37 クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第41号に規定する方法
38 ダイオキシン類	10pg/L以下	10pg/L以下	省令第8条第42号に規定する方法
39 化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均値120）以下	160（日間平均値120）以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）第31号に規定する方法
40 アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100以下（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	検定方法第27号に規定する方法
41 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下	省令第8条第6号に規定する方法
	(2) 動植物油類含有量	30以下	
42 窒素含有量	120（日間平均値60）以下		省令第8条第7号に規定する方法
43 リン含有量	16（日間平均値8）以下		省令第8条第8号に規定する方法

備 考

- この表に掲げる基準値の単位は，水素イオン濃度（pH），大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については，mg/Lとする。
- 「検出されないこと。」とは，検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち，管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは，当該項目については，測定を要しない。

別記第1号様式（第4条関係）

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、} \\ \text{主たる事務所の} \\ \text{所在地} \end{array} \right)$   
申請者氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、} \\ \text{名称および代表} \\ \text{者の氏名} \end{array} \right)$   
電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙図面のとおりに
4	下水の種類	ア イ ウ (下水の名称： )
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3 / 日$ (2) 公共下水道 $m^3 / 日$
7	排除開始予定年月日	年 月 日
8	水質測定結果	別紙の分析機関による計量(分析)証明書のとおり

注 4の下水の種類欄は、許可を受けようとする下水について、次のアからウまでに掲げるいずれか1つの該当する記号を○で囲み、その下水の名称を記入すること。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水、河川の水、湖沼の水、地下水、雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉、海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

別記第2号様式（第6条関係）

排水設備設置義務免除許可証

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

年 月 日付けで申請のあった下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備を設置しない下水の排除については、次のとおり許可します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙 図面 の と お り
4	下水の種類	(下水の名称： )
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$
7	排除の開始を許可する期日	年 月 日
8	許可の条件	<p>(1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。</p> <p>(2) 公共用水域または下水の水量を変更しようとするときは、公営企業管理者の許可を受けること。</p> <p>(3) 許可を受けた者の氏名もしくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地）または電話番号に変更があったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(4) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(5) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、この許可は、その効力を失うものであること。</p> <p>(6) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可に係る下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。</p> <p>(7) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとしたうえで、許可に係る工場または事業場に立ち入り、許可に係る下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。</p> <p>(8) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件</p>
9	その他	<p>許可の条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、下水道法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくは許可の条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることがあります。</p>

排水設備設置義務免除変更許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 { 法人にあつては、  
主たる事務所の  
所在地 }

申請者 氏名 { 法人にあつては、  
名称および代表  
者の氏名 }

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備を設置しないで下水を排除する許可を受けた事項について、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更事項	変 更 内 容	
	変 更 前	変 更 後
(1) 公共用水域の名称		
(2) 下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$	(1) 公共用水域 $m^3/日$
	(2) 公共下水道 $m^3/日$	(2) 公共下水道 $m^3/日$
3 変更しようとする年月日	年 月 日	
4 変更の理由		

添付書類

排水設備設置義務免除許可証

氏名等変更届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 （法人にあつては、  
主たる事務所の  
所在地）

届出者氏名 （法人にあつては、  
名称および代表  
者の氏名）

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり変更があつたので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日	
2 変更年月日	年 月 日	
3 変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
(1) 氏名（法人にあつては、名称）		
(2) 法人の代表者の氏名		
(3) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
(4) 電話番号	—	—
(5) 工場または事業場の名称		

下水排除廃止届出書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 （法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地）

届出者氏名 （法人にあっては、  
名称および代表  
者の氏名）

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき受けた排水設備を設置しないで下水を排除する許可について、次のとおり公共用水域に下水を排除しなくなったので届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日
2 工場または事業場の名称	
3 工場または事業場の所在地	
4 下水の排出口の位置	別紙図面のとおりに
5 下水の種類	(下水の名称: )
6 下水を排除しなくなった年月日	年 月 日
7 下水を排除しなくなった理由	

添付書類

排水設備設置義務免除許可証





## 第6部 申請書等の様式と記入例

別紙 1	排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4	排水設備工事図面	8 4
別紙 4-1	床下集合配管システムに係る確認書	8 5
別紙 5	排水設備計画確認通知書	8 6
別紙 6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金	貸付申請書 8 7
別紙 7	排水設備工事完成届書	8 8
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書	8 9
別紙 9	排水設備工事検査表	9 0
別紙 9-1	床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表	9 1
別紙 10-1	工事写真（1）	9 2
別紙 10-2	工事写真（2）	9 3
別紙 11	貸付金の代理受領に関する委任状兼貸付金振込口座依頼書	9 4
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金	借用書 9 5
別紙 13	排水設備検査済書	9 6
別紙 14	取り止め届	9 7
別紙 15	公共柵設置申請書	9 8
別紙 16	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	9 9
別紙 17	公共下水道私費工事（変更）承認申請書	1 0 0
別紙 18	閲覧申込書	1 0 1



別記第1号様式(第2条関係)

排水設備計画確認申請書

排水設備確認申請書は丁寧に記入し、折り曲げたりしないこと。(申請書および完成書類(工事設計書、図面、検査表)は排水台帳として保管されます。)

<b>排水設備計画確認申請書</b>	
① 年 月 日	
函館市公営企業管理者企業副長 様	
申請者 住所 氏名	
住所 氏名	
② 年 月 日	
③ 年 月 日	
④ 年 月 日	
⑤ 年 月 日	
⑥ 年 月 日	

次のとおり排水設備の計画の確認を受けたいので申請します。

工事の施行場所	函館市 町 丁目	(番地) 号	(住所) 手続 水産部所その他
工事の種類	新設	増設	改築
排水設備の使用者	住(所在地) 氏(名称)	町 丁目 号	(番地) 番
工事施行業者	住(所在地) 氏(名称)	町 丁目 号	(番地) 番 電話
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	

(注) 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、その同意書(ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められるときは、管理者が必要と認める事項を記載した書面)を添付してください。

(確認)	主査	主査	主査	主査	主査	主査	主査
	主査	主査	主査	主査	主査	主査	主査
	主査	主査	主査	主査	主査	主査	主査
	主査	主査	主査	主査	主査	主査	主査

(水電指導)

確認申請を審査の結果、その計画が適正と認められるので確認通知書を交付したい。

区分	水洗工事	自己資金	世帯	付近見取図	S-1/
分	雑排水工事	貸付資金	基	N	4
	水道使用、井戸水使用、水道・井戸水併用	自家・貸家・宿舍	浄化槽切替	地図貼付	⑨
	アパート・官公庁( ) その他( )	次 (合流・分流・分流改造)			
処理区	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
竣工	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
工事積算	円	円	円	円	円
工事積算	円	円	円	円	円

⑩ 備考

利害関係人の同意書			
私の所有する物件に申請者が排水設備工事を施行または接続することに同意します。			
土地	住所 氏名	排水 印	住所 氏名
建物	住所 氏名	排水 印	住所 氏名

完成検査の結果、合格と認められるので排水設備検査済書を交付したい。

(完成検査)	主査	主査	主査	主査	主査	主査	主査
	主査	主査	主査	主査	主査	主査	主査
	主査	主査	主査	主査	主査	主査	主査
	主査	主査	主査	主査	主査	主査	主査

(使用総理輸入)

- ① 提出月日を記入すること。
- ② 排水設備の工事箇所を○で囲むこと。  
(施行箇所)
- ③ 排水設備工事の種類を○で囲むこと。
- ④ 住所は実際に使用する者の住所、氏名は実際に使用する者の氏名または名称(○アパート、○〇(株)等)を記入する。申請者の住所は、申請時に居住している住所とする。
- ⑤ 工事着手予定日は、①の日付以降とすること。
- ⑥ 完成予定日を記入すること。
- ⑦ 適切な箇所を○で囲むこと。世帯数、基数は必ず記入すること。
- ⑧ 記入しないこと。
- ⑨ 住宅地図図を使用すること。  
施行場所に印をつけること。
- ⑩ 貸付資金利用時のみ見積額を記入すること。
- ⑪ 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められる時は、管理者が必要と認める事項を記入した書面を添付すること。
- ⑫ 無落雪住宅の場合は、備考欄に無落雪と記入すること。





# 排水設備工事図面

平面図、立体図、(給水工事がある場合は給水図も含む)を記入すること。

施工場所 申請者住所	町 町	丁目番 丁目番	使用番号 申請番号	(名称) )	住所 事務所 代表者氏名 責任技術者	電話
年 月 日 (d)						
TEL ( ) ~ ( )						

平面図および立体図 S=1/ (※他、土地境界を記入のこと)

排水方式 排水設備小室 見取図 公共排水 小室設置 手洗設備 浴 トイレ 洗面設備 排水設備 公共排水 排水設備	③
---	---

- ① 縮尺を記入すること。
- ② 申請者の電話番号を記入すること。
- ③ 平面図、立体図は設計凡例等を使用すること。
- ④ 方位を記入すること。
- ⑤ 軒径、棟梁を記入すること。
- ⑥ 管路延長、管径、勾配を記入すること。
- ⑦ 公私、隣接境界線を記入すること。
- ⑧ 軒径、棟梁を記入すること  
なお、コンクリート製か塩ビ製かを必ず記入すること。
- ⑨ 便器の種類を記入すること。
- ⑩ 建物所有者の氏名を記入すること。
- ⑪ 隣家の氏名を記入すること。
- ⑫ 床下集合配管システムを設置する際は、排水ヘッダーおよび床下点検口の位置を記入すること。
- ⑬ 床下集合配管システムを設置する際は、配管設置図を記入すること。
- ⑭ 申請時は提出月日を、完成時は完成月日を記入すること。

## 床下集合配管システムに係る確認書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申 請 者 住所

氏名

排水設備設置場所

函館市 町 丁目 番 号

上記の場所に施行する排水設備工事において、下記事項により詰まり、凍結その他の問題等が起きないように維持管理し、今後、問題が生じた場合には当方にて処理します。

なお、第三者にこの物件を引き渡すことが生じた場合には、確認事項を継承いたします。

記

事 項

- ・屋内床下で排水管を集合させる。
- ・床下集合配管システム（排水ヘッダー）の使用。
- ・メーカー名（ ）

工事施工業者

責任技術者

受付 番号	
----------	--

## 排水設備計画確認通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の計画を確認したので通知します。

工 事 の 施 行 場 所		函館市		町	丁目	(番地) 番	号	[ 台所 湯殿 手洗 水洗便所 その他 ]
工 事 の 種 別								新 設      増 設      改 築
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地)	函館市		町	丁目	(番地) 番	号	
	氏 名 (名称)							
工 事 施 行 者 工 業	住 所 (所在地)	函館市		町	丁目	(番地) 番	号	
	氏 名 (名称)							
工 事 着 手 予 定 年 月 日					年		月	日
工 事 完 成 予 定 年 月 日					年		月	日



別記第1号様式(第3条関係)

水洗便所改造等資金 貸付申請書  
排水設備設置資金

① 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例施行規程第3条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

種 別	□水洗便所改造等資金		□排水設備設置資金	
申 請 者	〒	自宅 電話番号	〒	携帯 電話番号
住 所	(ふりがな) 氏 名	②	〒	勤務先 電話番号
生年月日	年 月 日		〒	勤務先 電話番号
勤務先住所			〒	勤務先 電話番号
勤務先			〒	勤務先 電話番号
通 帯 保 証 人	〒	自宅 電話番号	〒	勤務先 電話番号
住 所	(ふりがな) 氏 名	③	〒	勤務先 電話番号
生年月日	年 月 日		〒	勤務先 電話番号
勤務先住所			〒	勤務先 電話番号
勤務先			〒	勤務先 電話番号
工事施行場所	函 館 市	町 丁目	番 地	号
建物区分	□自家	□貸家	□借家	□アパート
工事施行業者	〒		戸 数	基 数
工事見積額	円	貸付申請額	円	翻増額
(申請者と建物所有者が異なる場合)	同意	□水洗便所に改造 することに同意します。		
	住所	〒		
	氏名	※自署	④	

- ① 提出日を記入すること。
- ②③④ 必ず本人が署名すること。
- ⑤ 内容を確認し、チェックすること。

- 私(申請保証人含む、以下同。)は、函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例、司未初施行規程を鑑別し、了承します。
- 本工事は、新築・増築による建築確認申請を要しないものです。
- 本工事は、新築・増築による建築確認申請を要しないものです。
- 本工事は、新築・増築による建築確認申請を要しないものです。
- 本申請の審査に当たり、私の所得の状況および市税の納入状況等について調査することに同意します。

⑤

排水設備工事完成届書

年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所  
届 出 者  
氏 名

②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 貸付工事の場合は、届出者は申請者とする。
- ③ 実際に使用する者の住所、氏名を記入すること。  
(〇〇アパート、〇〇(株)等)
- ④ 工事全てが完了した日とする。

次のとおり排水設備工事が完成したので届け出ます。

工事の施行場所	函館市	町	丁目	(番地) 番 号 (住所、通称、手荒、水洗便所、その他)
排水設備の使用者	住 所 (所在地) 氏 名 (名称)	町	丁目	(番地) 番 号 ③
工事施行者	住 所 (所在地) 氏 名 (名称)	町	丁目	(番地) 番 号 電話
計画確認年月日	年	月	日	
工事着手年月日	年	月	日	
工事完成年月日	年	月	日	④

別記第6号様式（第5条関係）

公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書

別紙 8

年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

届 出 者

氏 名

②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 届出者は使用者となるが、代理人も可とする。  
アパートの場合などは、使用者全員提出すること。
- ③ 排水の種類を記入すること。
- ④ 居住者の人数を記入すること。

次のとおり公共下水道の使用を開始（休止・廃止・再開・変更）したので届け出ます。

使用場所	函館市	町	丁目	(番地)番	号
排水の種類別	水道	家庭用	事業用 (業種 )	③	
	温 泉	家庭用	事業用 (業種 )		
	井 戸	家庭用	事業用 (業種 )		
	そ の 他 ( )	家庭用	事業用 (業種 )		
居 住 人 数				人	④
使用の開始（休止・廃止・再開・変更）年月日	年 月 日				⑤

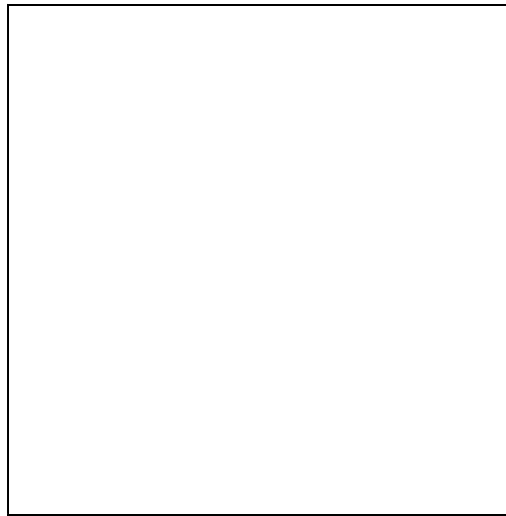


# 工事写真(2)

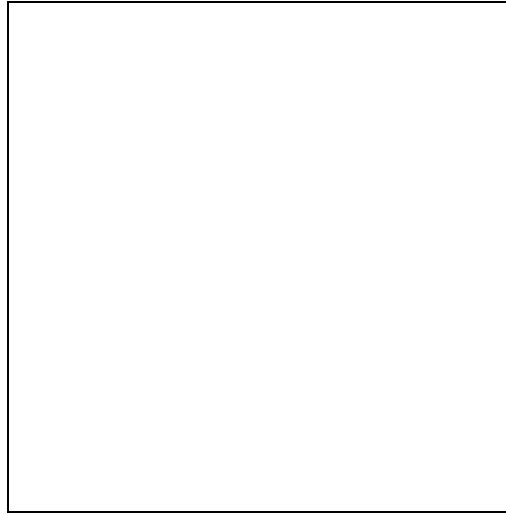
別紙10-2

## 水洗便所改造工事写真

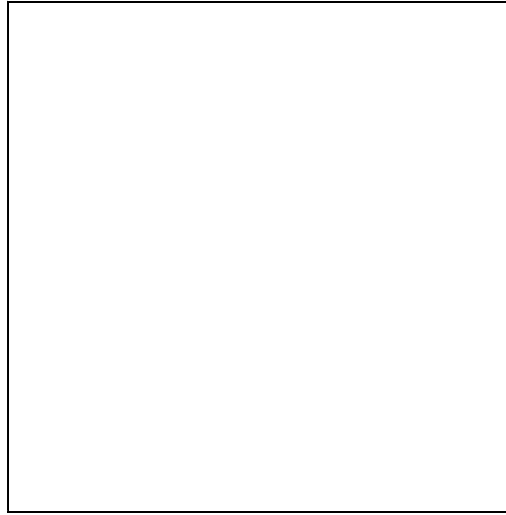
ガラスウール(床)



ガラスウール(壁)



ガラスウール(天井)



工 事 名	水洗便所改造工事
施 行 場 所	函館市 町 丁目 番 号
申 請 者 名	
施 行 業 者	

貸付金の代理受領に関する委任状 兼 貸付金振込口座依頼書

函館市公営企業管理者企業局長 様 ① 年 月 日

委任者 住所： \_\_\_\_\_ 印  
 (貸付決定者) 氏名： \_\_\_\_\_ ② 印

1. 委任者の私は、下記の代理受領者を受任者とし、私が先に申請した「函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例」に基づく資金の貸付けの受領に関することを下記受任者に委任します。

受任者 住所： \_\_\_\_\_ 印  
 (代理受領者) 氏名： \_\_\_\_\_

2. 委任者の私は、貸付金の受領を下記の金融機関の口座へ振込むよう依頼します。

金融機関名	銀行	本店
	金庫	支店
	組合	出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
金融機関コード	支店コード	口座番号
口座名義人 (受任者)	7) カナ _____ ④	

3. 委任者の私は、下記の各号を承諾します。
- (1) 本依頼書を提出することにより、実際の貸付けを約束するものではないこと。
  - (2) この受領の方法は委任者の責任において希望するものであり、受任者において当該貸付金受領のうえは、本工事の請負契約上の瑕疵その他の事由により紛議が生じた場合でも、貴局に一切迷惑をかけることなく委任者と受任者の間ですべて解決すること。
  - (3) 委任者は本件委任事項を受任者以外の者に重ねて委任しないこと。また、受任者は復代理人を選任しないこと。
  - (4) 委任者は貴局に対して有する貸付金請求の権利を他に譲渡あるいは質入れしないこと。
  - (5) 前記貸付金は受任者が受領することとし、委任者はこれを受領しないこと。
  - (6) 本件委任について法定の終了事由（死亡・破産等）が発生した場合には、委任者または受任者が速やかに貴局に対し書面により届出をすること。また、この届出がないまま貴局が本件委任の内容に従って受任者に貸付金を交付した場合には貴局が免責されること。
  - (7) 受任者が代理受領すべき金額は、「函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例」第3条の規定に基づく金額となることを了承していること。

- ① 提出日を記入すること。
- ② 印鑑登録印を押印すること。
- ③ 工事施工業者のこと。(代表者印を押印)
- ④ 工事施工業者名義の口座を記入すること。  
 ※指定する口座の「通帳の写し」(金融機関名・口座番号・口座名義の  
 確認ができるもの)および工事施工業者から貸付金申請者への当該工事  
 代金全額の「請求書の写し」を添付すること。

別記第3号様式（第4条の2関係）

取 入	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金	借用書	① 年 月 日
印 紙	函館市公営企業管理者企業局長 様	借 受 人 住 所 氏 名	② 印

借受人である私は、水洗便所改造等資金、排水設備設置資金を借入しますので、函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例、同条例施行規程（以下「施行規程」という。）および本借用書の下記条項に従い借入いたします。  
なお、本借用書は、第1条に規定する「借入金」による「借入日」をもって成立し、その効力が生じることになります。  
また、当該貸付金の償還を完了するまでの間、私の所得の状況および市税の納入状況等について調査することになります。

（借入金額および償還方法等）

第1条 借受人は、次のとおり借入いたします。

借 入 金	円
借 入 日	年 月 日
借 入 金 の 受 取 方 法	
償 還 回 数	年 月 から 年 月 まで 回
償 還 金 額	第1回 円、第2回以降 円
償 還 期 限	毎月末日（12月は28日）

※上記太枠内は公営企業管理者で記入します。

（一時償還）

第2条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかの場合に該当する場合は、償還期限前であっても貸付金の全部または一部を一時に償還させることができる。

- 1) 3月以上貸付金の償還を怠ったとき。
- 2) 当該貸付金に係る建物の所有者または占有者でなくなくなったとき。
- 3) 偽りその他不正の行為により貸付金の貸付けを受けたとき。

（償還方法の特例）

第3条 管理者は、借受人が災害その他の理由により貸付金を償還期限までに償還することが困難であると認めるときは、借受人の申請により償還期限を延期することができる。

第4条 前項の申請は、施行規程別記第5号様式により行われなければならない。

第5条 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに事情を調査のうえ、償還期限の延期

【裏】

の可否を決定し、施行規程別記第6号様式の通知書により当該申請をした借受人に通知するものとする。

（延滞違約金）

第4条 管理者は、借受人が貸付金を償還期限までに償還しないときは、当該償還期限に係る償還金額にその期限の翌日から償還した日までの日数に応じて年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞違約金を加算して徴収するものとする。ただし、延滞違約金の額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が500円未満であるときは、その端数またはその全額を徴収しない。

第5条 前項に規定する年当りの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

（連帯保証人）

第6条 連帯保証人は、1人とする。

第7条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- 1) 原則として函館市内に住所を有すること。
- 2) 独立の生計を営む者またはこれに準ずる者であると管理者が認める者で、貸付金の償還能力を有するものであること。
- 3) 連帯保証人は、借受人と連帯して、債務を負担するものとする。

（異動等の届出）

第8条 借受人または連帯保証人は、住所、氏名、職業または勤務先等を変更したときは、速やかに施行規程別記第7号様式により管理者に届け出なければならない。

第9条 借受人は、破産法その他法令の規定により、当該債権について免責となつたときは、速やかに施行規程別記第7号様式により管理者に届け出なければならない。

第10条 借受人が死亡したときは、ただちに法定相続人の中から代表者（以下「相続人代表者」という。）を定め、相続人代表者は、施行規程別記第8号様式により管理者に届け出なければならない。ただし、連帯保証人が法定相続人である場合は、この限りでない。

第11条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ただちに新たな連帯保証人を定め、施行規程別記第9号様式により管理者に申請し、その承認を得なければならない。

- 1) 連帯保証人が死亡したとき。
  - 2) 連帯保証人が第5条第2項各号に規定する要件を欠くこととなつたとき。
- 管理者は、前項の申請があつた場合において、新たな連帯保証人を承認することと決定したときは施行規程別記第10号様式の通知書により、新たな連帯保証人を承認しないことと決定したときは施行規程別記第10号様式の2の通知書により当該申請をした借受人および新たな連帯保証人に通知するものとする。

（連帯保証人に対する情報提供）

第12条 管理者は、連帯保証人の請求があつたときは、連帯保証人に対し、連帯なく、償還状況、滞納金額、延滞違約金およびその他の借受人の債務に関する情報を提供しなければならない。

第13条 管理者は、第2条の規定により借受人に一時償還させたときは、その決定の日から2月以内に、その旨を連帯保証人に通知しなければならない。

第14条 函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例、同条例施行規程および本借用書の記載内容に従い、当該貸付金を借受人が償還しないときは、私が代わって償還します。また、当該貸付金の償還を完了するまでの間、私の所得の状況および市税の納入状況等について調査することに同意します。

借 受 人 住 所 氏 名  
連 帯 保 証 人

④ 印

（参考）

借用書に貼付する収入印紙は次のとおり。

借 入 金 額	印紙税額
1万円を超え 10万円以下	200円
10 50	400円
50 100	1,000円
100 500	2,000円

① 提出日を記入すること。

②④ 印鑑登録印を押印すること。

③ 太枠欄は記入しないこと。

# 排水設備検査済書

第 号  
年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の工事を検査しました。

工 事 の 施 行 場 所		函館市	町	丁目	(番地) 番 号	〔台所 湯殿 手洗〕 水洗便所 その他
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目	(番地) 番 号	
	氏 名 (名称)					
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目	(番地) 番 号	
	氏 名 (名称)					
計 画 確 認 年 月 日	年 月 日					
検 査 年 月 日	年 月 日					



## 取 り 止 め 届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申請者

氏 名

先に申請しました、次の排水設備については、工事を取り止めましたので届け出します。

施行場所	函館市 町 丁目 番 号
申請年月日 および番号	申 請 年 月 日
事 由	
排水設備 工事業者	住 所
	名 称
	代表者氏名

# 公共柵設置申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

申請者 住所

氏名

次のとおり公共柵を設置願いたいので申請します。

施行場所	函館市 町 丁目 番号
設置理由	
施行希望年月日	年 月 日まで
排水設備業者	
付近見取図	別紙のとおり

備考

.....

.....

## 別記第10号様式（第11条関係）

## 行為の許可（許可事項の変更許可）申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

申請者 住 所

氏 名

次のとおり行為の許可（許可事項の変更許可）を受けたいので申請します。

行為の区分	
行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為の場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号

注 許可事項の変更許可にあつては、変更の内容を記載すること。

## 公共下水道私費工事（変更）承認申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長 様

申請者 住 所

氏 名

TEL — —

記

1. 設置場所

2. 道路種別 国道, 道道, 市道 ( 号線), 私道

3. 施設内容

・下水道本管	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
・取付管	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
・マンホール	(汚水・雨水)		号,	基
	(汚水・雨水)		号,	基
・柵	(汚水・雨水)		型,	基
	(汚水・雨水)		型,	基

4. 予定工期 年 月 日～ 年 月 日

5. 施行業者 住 所 \_\_\_\_\_

業 者 名 \_\_\_\_\_

現場代理人 \_\_\_\_\_

TEL — —

6. 添付書類 位置図・平面図・縦断図・詳細図・流量計算書・土地使用承諾書

7. 施設の引渡 設置する施設については, 工事完了後, 函館市に無償譲渡します。







---

排水設備工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

令和4年4月1日

---